

矢巾町調整給付金

定額減税による恩恵を十分に受けられない方を対象に、これを補足する給付を行います。
※所得税および住民税所得割が非課税の方は対象外となります。

◆対象

次の全ての要件を満たす方

- ①令和6年度分住民税が町から課税されている方
- ②令和6年6月3日時点の、定額減税可能額を減ずる前の税額で、令和6年分の推計所得税または住民税所得割の納税義務者
- ③令和6年6月3日時点の、定額減税可能額を減ずる前の税額で、令和6年分の推計所得税または住民税所得割のいずれかで定額減税可能額が税額を上回る方
- ④令和5年分の所得が1,805万円以下の方

◆給付金額の計算

次の計算式により求めます。

所得税の定額減税可能額－令和6年分推計所得税＝所得税控除不足額 **1**

住民税の定額減税可能額－令和6年度分住民税所得割＝住民税控除不足 **2**

1＋**2**＝控除不足額計 **3**

3の1万円未満を切り上げ

給付金額

◆申請手続き

対象者の方には、すでに矢巾町調整給付金の「支給のお知らせ」または「矢巾町調整給付金確認書」を送付していますので、内容に沿って手続きをしてください。

●支給のお知らせが届いた方
原則、手続きは必要ありません。7月12日(金)に、支給のお知らせに記載されている口座へ給付金が支給されます。

●確認書が届いた方
必要事項を記入し、必要な添付書類を添付の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

◆用語解説など

●令和6年分推計所得税

現時点では分からない令和6年分所得税額を推計した額。

令和5年分の所得や各種控除を基に計算する。そのため、令和5年分所得税と同額または近い額となるが、確定申告や年末調整の計算に誤りがある場合や、所得要件を満たさない親族を扶養控除の対象にしている場合は修正されている場合がある。

●令和6年度分住民税所得割

令和6年度分の町民税所得割および県民税所得割を合算した額。この給付金の計算には、定額減税を減ずる前の額を使用する。

●定額減税可能額

定額減税で減ることができる額。

・所得税の定額減税可能額＝3万円×減税対象人数（1＋扶養人数）

・住民税の定額減税可能額＝1万円×減税対象人数（1＋扶養人数）

期限と申請先

●申請期限 10月31日(木)

●問い合わせ 役場1階福祉課
(019-611-2573 メール
yahabakyuhukinn@town.yahaba.iwate.jp)

新たに非課税世帯等となった世帯への給付金

令和6年度から新たに非課税世帯等に該当となった世帯に対し、給付金を給付します。

◆対象

6月3日時点で、町に住民登録があり、令和5年度住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯または家計急変世帯への給付金（7万円または10万円）の対象であった世帯を除く世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯の世帯主。

①新たな非課税世帯

令和6年度住民税が非課税の者のみで構成された世帯。

②新たな均等割のみ課税世帯

新たな非課税世帯以外の世帯で、令和6年度住民税が非課税の者または定額減税で減ずる前の額で均等割のみが課税されている者のみで構成された世帯。

③新たな子ども加算対象世帯

新たな非課税世帯または新たな均等割のみ課税世帯に該当するうち、子ども(平成18年4月2日以降に生まれた者)を含む世帯。

◆給付金額

- ①新たな非課税世帯 10万円
- ②新たな均等割のみ課税世帯 10万円
- ③新たな子ども加算対象世帯 子ども1人につき5万円

◆申請手続き

新たな非課税世帯および新たな均等割のみ課税世帯の対象者に対して確認書、新たな子ども加算対象世帯には申請書を送付します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください。なお、本人確認書類などの添付書類を必ず添付してください。

◆対象外の世帯

●令和5年度住民税情報に基づく非課税世帯、均等割のみ課税世帯または家計急変世帯として、7万円・10万円を受給対象となった世帯（申請しなかった世帯を含む）

●令和6年度住民税が課税されている方に扶養されている方のみで構成される世帯

●租税条約で、令和6年度住民税が免除されている方を含む世帯

期限と申請先

●申請期限 10月31日(木)

●問い合わせ 役場1階福祉課
(019-611-2573 メール
yahabakyuhukinn@town.yahaba.iwate.jp)